

資 料

目黒区教育・保育に係る利用者負担額等を定める条例の一部を改正する条例案新旧対照表

( \_\_\_\_\_ は、改正点)

改 正 案	現 行 条 例
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例における用語の意義は、<u>法及び子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号。以下「令」という。）</u>において使用する用語の例による。</p> <p>2 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) (現行に同じ。)</p> <p>(3) <u>所得割課税額 地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第2号に規定する所得割の額（別に定める法令の規定を適用しないで計算した額とする。）</u>をいう。</p> <p>(4) <u>ひとり親等世帯 次のいずれかに該当する世帯をいう。</u></p> <p>ア <u>母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第1項に規定する配偶者のない女子又は同条第2項に規定する配偶者のない男子で現に特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育の利用</u></p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例における用語の意義は、法において使用する用語の例による。</p> <p>2 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) (省略)</p>

に係る支給認定子どもを扶養しているものの世帯

イ 次に掲げる者が属する世帯

(7) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定

により身体障害者手帳の交付を受けた者

(4) 厚生労働大臣の定めるところにより療育手帳の交付を受け、又は

東京都知事の定めるところにより愛の手帳の交付を受けた者

(7) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第1

23号）第45条の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受

けた者

(エ) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第13

4号）第3条に規定する特別児童扶養手当の支給対象となる障害児

(オ) 国民年金法（昭和34年法律第141号）に基づく国民年金の障

害基礎年金等の支給を受けている者

ウ ア及びイに掲げる世帯のほか、区長が特に困窮していると認めた世

帯

(5) (現行に同じ。)

(6) (現行に同じ。)

(利用者負担額)

(3) (省略)

(4) (省略)

(利用者負担額)

第3条 (現行に同じ。)

第3条 (省略)

2・3 (現行に同じ。)

2・3 (省略)

4 前3項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる支給認定子どもが受けた特定教育・保育(保育に限る。)、特別利用保育、特定地域型保育、特別利用地域型保育又は特定利用地域型保育に係る利用者負担額は、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 特定被監護者等が2人以上ある世帯(当該年度分(4月から8月までの月分の利用者負担額については、前年度分とする。次号及び次条第3項第1号において同じ。))の区市町村民税のうち所得割課税額が57,700円未満(教育認定子どもが特別利用保育又は特別利用地域型保育を受けた場合にあっては、77,101円未満)の世帯に限る。次号において同じ。)に属する支給認定子ども(令第14条の2第1項第1号イ及びロに掲げる者に限る。)(次号に掲げる者を除く。)別表第1の1又は2に定める利用者負担額に100分の50を乗じて得た額

(2) 特定被監護者等が2人以上ある世帯に属する支給認定子ども(令第14条の2第1項第2号イからハまでに掲げる者に限る。)及びひとり親等世帯(当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が77,101円未満であって、特定被監護者等が2人以上あるものに限る。次条第3

項第2号において同じ。)に属する支給認定子ども(令第14条の2第1項第1号イ及びロ並びに第2号イからハまでに掲げる者に限る。)

無料

第4条 (現行に同じ。)

2 (現行に同じ。)

3 前2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる支給認定子どもが受けた特定教育・保育(教育に限る。)又は特別利用教育に係る利用者負担額は、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 特定被監護者等が2人以上ある世帯(当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が77,101円未満(満3歳以上保育認定子どもが特別利用教育を受けた場合にあつては、57,700円未満)の世帯に限る。次号において同じ。)に属する支給認定子ども(令第14条の2第1項第1号イ及びロに掲げる者に限る。)(次号に掲げる者を除く。)

別表第2に定める利用者負担額に100分の50を乗じて得た額

(2) 特定被監護者等が2人以上ある世帯に属する支給認定子ども(令第14条の2第1項第2号イからハまでに掲げる者に限る。)及びひとり親等世帯に属する支給認定子ども(令第14条の2第1項第1号イ及びロ並びに第2号イからハまでに掲げる者に限る。) 無料

第4条 (省略)

2 (省略)

第5条 (現行に同じ。)

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の利用者負担額について準用する。この場合において、前条第2項中「前項」とあるのは「次条第1項」と、「別表第2」とあるのは「別表第3」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「次条第1項及び同条第2項において準用する前項」と、「別表第2」とあるのは「別表第3」と読み替えるものとする。

別表第1 (第3条関係)

1 保育標準時間

各月初日の支給認定子どもの属する世帯の階層区分		利用者負担額 (月額)		
階層区分	定義	3歳未満児	3歳児	4歳以上児
A	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)	(現行に同じ。)		

第5条 (省略)

2 前条第2項の規定は、前項の利用者負担額について準用する。この場合において、前条第2項中「前項」とあるのは「次条第1項」と、「別表第2」とあるのは「別表第3」と読み替えるものとする。

別表第1 (第3条関係)

1 保育標準時間

各月初日の支給認定子どもの属する世帯の階層区分		利用者負担額 (月額)		
階層区分	定義	3歳未満児	3歳児	4歳以上児
A	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)	(省略)		

による支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）による支援給付及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第106号）によりなお従前の例によることとされた同法による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付を含む。）を受けている者の属する世帯（以下「被保護世帯等」という。）並びに支給認定保護者が里親である世帯

（現行に同じ。）

C 1	A階層を除き当該年度分の	ひとり親	950	650	650
-----	--------------	------	-----	-----	-----

による支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）による支援給付及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第106号）によりなお従前の例によることとされた同法による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付を含む。）を受けている者の属する世帯（以下「被保護世帯等」という。）

（省 略）

C 1	A階層を除き当該年度分の区市町村民	1,900	1,300	1,300
-----	-------------------	-------	-------	-------

		区市町村民税のうち均等割	等世帯			
		のみの世帯	ひとり親	1,900	1,300	1,300
			等世帯以 外の世帯			
C 2	(現 行に 同じ 。)	当該年度分の区市町 村民税のうち所得割	ひとり親	1,200	1,000	1,000
		課税額が30,000円未 満の世帯	ひとり親	2,400	2,000	2,000
C 3		当該年度分の区市町 村民税のうち所得割	ひとり親	1,550	1,350	1,300
		課税額が30,000円以 上45,000円未満の世 帯	ひとり親	3,100	2,700	2,600
D 1		当該年度分の区市町 村民税のうち所得割	ひとり親	3,450	2,900	2,900
		課税額が45,000円以 上60,000円未満の世	ひとり親	6,900	5,800	5,800

		税のうち均等割のみの世帯				
C 2	(省 略)	当該年度分の区市町村民税のう ち所得割課税額が30,000円未満 の世帯		2,400	2,000	2,000
C 3		当該年度分の区市町村民税のう ち所得割課税額が30,000円以上 45,000円未満の世帯		3,100	2,700	2,600
D 1		当該年度分の区市町村民税のう ち所得割課税額が45,000円以上 60,000円未満の世帯		6,900	5,800	5,800

	帯	外の世帯								
D <sub>2</sub>	当該年度分の区市町 村民税のうち所得割 課税額が60,000円以 上75,000円未満の世 帯	ひとり親 等世帯 ひとり親 等世帯以 外の世帯	4,300	3,750	3,700	D <sub>2</sub>	当該年度分の区市町村民税のう ち所得割課税額が60,000円以上 75,000円未満の世帯	8,600	7,500	7,400
D <sub>3</sub>	当該年度分の区市町 村民税のうち所得割 課税額が75,000円以 上90,000円未満の世 帯	ひとり親 等世帯（ 当該年度 分の区市 町村民税 のうち所 得割課税 額が77,1 01円未満 のものに 限る。） ひとり親	4,850	4,800	4,750	D <sub>3</sub>	当該年度分の区市町村民税のう ち所得割課税額が75,000円以上 90,000円未満の世帯	9,700	9,600	9,500
			9,700	9,600	9,500					



等世帯（  
 当該年度  
 分の区市  
 町村民税  
 のうち所  
 得割課税  
 額が77,1  
 01円以上  
 のものに  
 限る。）  
 及びひと  
 り親等世  
 帯以外の  
 世帯

(現行に同じ。)

2 保育短時間

各月初日の支給認定子どもの属する世帯の階層区分	利用者負担額（月額）

( 省 略 )

2 保育短時間

各月初日の支給認定子どもの属する世帯の階層区分	利用者負担額（月額）

階層 区分	定義	3歳未 満児	3歳児	4歳以 上児	
A	被保護世帯等及び支給認定保護者が里親である世帯	(現行に同じ。)			
(現行に同じ。)					
C <sub>1</sub>	A階層を除き当該年度分の区市町村民税のうち均等割のみの世帯	ひとり親等世帯	950	650	650
		ひとり親等世帯以外の世帯	1,900	1,300	1,300
C <sub>2</sub>	(現行に同じ。) 当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が30,000円未満の世帯	ひとり親等世帯	1,200	1,000	1,000
		ひとり親等世帯以外の世帯	2,400	2,000	2,000
C <sub>3</sub>	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が30,000円以	ひとり親等世帯	1,550	1,350	1,300
		ひとり親	3,100	2,700	2,600

階層 区分	定義	3歳未 満児	3歳児	4歳以 上児
A	被保護世帯等	(省略)		
(省略)				
C <sub>1</sub>	A階層を除き当該年度分の区市町村民税のうち均等割のみの世帯	1,900	1,300	1,300
C <sub>2</sub>	(省略) 当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が30,000円未満の世帯	2,400	2,000	2,000
C <sub>3</sub>	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が30,000円以上45,000円未満の世帯	3,100	2,700	2,600

	上45,000円未満の世帯	等世帯以外の世帯								
D 1	当該年度分の区市町村 村民税のうち所得割 課税額が45,000円以 上60,000円未満の世 帯	ひとり親 等世帯 ひとり親 等世帯以 外の世帯	3,400	2,900	2,900	D 1	当該年度分の区市町村 村民税のうち所得割課 税額が45,000円以上 60,000円未満の世帯	6,800	5,800	5,800
D 2	当該年度分の区市町 村民税のうち所得割 課税額が60,000円以 上75,000円未満の世 帯	ひとり親 等世帯 ひとり親 等世帯以 外の世帯	4,250	3,700	3,650	D 2	当該年度分の区市町村 村民税のうち所得割課 税額が60,000円以上 75,000円未満の世帯	8,500	7,400	7,300
D 3	当該年度分の区市町 村民税のうち所得割 課税額が75,000円以 上90,000円未満の世 帯	ひとり親 等世帯（ 当該年度 分の区市 町村 村民税 のうち所	4,800	4,750	4,700	D 3	当該年度分の区市町村 村民税のうち所得割課 税額が75,000円以上 90,000円未満の世帯	9,600	9,500	9,400

得割課税 額が77,1 01円未満 のものに 限る。)			
ひとり親 等世帯（ 当該年度 分の区市 町村民税 のうち所 得割課税 額が77,1 01円以上 のものに 限る。） 及びひと り親等世	9,600	9,500	9,400

			帯以外の		
			世帯		
(現行に同じ。)					

注1 (現行に同じ。)

2 この表において「均等割」とは、地方税法第292条第1項第1号に規定する均等割をいう。

3 (現行に同じ。)

4 (現行に同じ。)

5 (現行に同じ。)

別表第2 (第4条関係)

各月初日の支給認定子どもの属する世帯の階層区分		利用者負担額 (月額)
階層 区分	定義	
(現行に同じ。)		
B	A階層を除き当該年度分の区市町村民税非課税世	(現行に同じ)

(省略)					

注1 (省略)

2 この表において「均等割」とは、地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第1号に規定する均等割をいう。

3 この表において「所得割課税額」とは、地方税法第292条第1項第2号に規定する所得割の額(別に定める法令の規定を適用しないで計算した額とする。)をいう。

4 (省略)

5 (省略)

6 (省略)

別表第2 (第4条関係)

各月初日の支給認定子どもの属する世帯の階層区分		利用者負担額 (月額)
階層 区分	定義	
(省略)		
B	A階層を除き当該年度分の区市町村民税非課税世	(省略)

	帯（区市町村民税のうち均等割のみ課税世帯を含む。）及び支給認定保護者が養育里親等である世帯			
C	（現行に同じ。）	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が77,101円未満の世帯	ひとり親等世帯  （現行に同じ。）	7,550
D		当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が77,101円以上211,201円未満の世帯	（現行に同じ。）	
E		当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が211,201円以上の世帯		

注1 （現行に同じ。）

2 （現行に同じ。）

	帯（区市町村民税のうち均等割のみ課税世帯を含む。）			
C	（省略）	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が77,100円以下の世帯	ひとり親等世帯  （省略）	15,100
D		当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が77,100円を超え211,200円以下の世帯	（省略）	
E		当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が211,200円を超える世帯		

注1 （省略）

2 この表において「所得割課税額」とは、地方税法第292条第1項第2号に規定する所得割の額（別に定める法令の規定を適用しないで計算した額とする。）をいう。

3 （省略）

4 この表において「ひとり親等世帯」とは、次のいずれかに該当する

世帯をいう。

(1) 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第1項に規定する配偶者のない女子又は同条第2項に規定する配偶者のない男子で現に特定教育・保育（教育に限る。）及び特別利用教育の利用に係る支給認定子どもを扶養しているものの世帯

(2) 次に掲げる者が属する世帯

ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者

イ 厚生労働大臣の定めるところにより療育手帳の交付を受け、又は東京都知事の定めるところにより愛の手帳の交付を受けた者

ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者

エ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）第3条に規定する特別児童扶養手当の支給対象となる障害児

オ 国民年金法（昭和34年法律第141号）に基づく国民年金の障害基礎年金等の支給を受けている者

3 (現行に同じ。)

4 (現行に同じ。)

別表第3 (第5条関係)

1 区立幼稚園

各月初日の支給認定子どもの属する世帯の階層区分		利用者負担額 (月額)
階層区分	定義	
(現行に同じ。)		
B	A階層を除き当該年度分の区市町村民税非課税世帯 (区市町村民税のうち均等割のみ課税世帯を含む。) 及び支給認定保護者が養育里親等である世帯	(現行に同じ。)
C	(現行に同じ。)	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が5,000円以下の世帯
	当該年度分の区市町	ひとり親等世帯
D	当該年度分の区市町	ひとり親等世帯

(3) 前2号に掲げる世帯のほか、区長が特に困窮していると認めた世帯

帯

5 (省略)

6 (省略)

別表第3 (第5条関係)

1 区立幼稚園

各月初日の支給認定子どもの属する世帯の階層区分		利用者負担額 (月額)
階層区分	定義	
(省略)		
B	A階層を除き当該年度分の区市町村民税非課税世帯 (区市町村民税のうち均等割のみ課税世帯を含む。)	(省略)
C	(省略)	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が5,000円以下の世帯
D	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課	4,500



	<u>村民税のうち所得割課税額が5,000円を超え10,000円以下の世帯</u>	<u>ひとり親等世帯以外の世帯</u>	<u>4,500</u>
E	<u>当該年度分の区市町村村民税のうち所得割課税額が10,000円を超える世帯</u>	<u>ひとり親等世帯（当該年度分の区市町村村民税のうち所得割課税額が77,101円未満のものに限る。）</u>	<u>4,500</u>
		<u>ひとり親等世帯（当該年度分の区市町村村民税のうち所得割課税額が77,101円以上のものに限る。）及びひとり親等世帯以外の世帯</u>	<u>9,000</u>

2 区立こども園

各月初日の支給認定子どもの属する世帯の階層区分	利用者負
-------------------------	------

	<u>税額が5,000円を超え10,000円以下の世帯</u>	
E	<u>当該年度分の区市町村村民税のうち所得割課税額が10,000円を超える世帯</u>	<u>9,000</u>

2 区立こども園

各月初日の支給認定子どもの属する世帯の階層区分	利用者負
-------------------------	------

階層 区分	定義	担額 (月 額)	
(現行に同じ。)			
B	A階層を除き当該年度分の区市町村民税非課税世帯 (区市町村民税のうち均等割のみ課税世帯を含む。) 及び支給認定保護者が養育里親等である世帯	(現行に 同じ。)	
C	(現行に 同じ。)	当該年度分の区市町 ひとり親等世帯	2,050
		村民税のうち所得割 課税額が5,000円以 下の世帯	4,100
D	当該年度分の区市町 村民税のうち所得割 課税額が5,000円を 超え10,000円以下の 世帯	ひとり親等世帯	3,150
		ひとり親等世帯以外 の世帯	6,300
E	当該年度分の区市町 村民税のうち所得割 課税額が10,000円を	ひとり親等世帯 (当 該年度分の区市町村 民税のうち所得割課	6,250

階層 区分	定義	担額 (月 額)	
(省 略)			
B	A階層を除き当該年度分の区市町村民税非課税世帯 (区市町村民税のうち均等割のみ課税世帯を含む。)	(省略)	
C	(省略)	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課 税額が5,000円以下の世帯	4,100
D	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課 税額が5,000円を超え10,000円以下の世帯		6,300
E	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課 税額が10,000円を超える世帯		12,500

	<u>超える世帯</u>	<u>税額が77,101円未満のものに限る。)</u>	
		<u>ひとり親等世帯(当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が77,101円以上のものに限る。)</u> 及び <u>ひとり親等世帯以外の世帯</u>	<u>12,500</u>

注1 (現行に同じ。)

2 (現行に同じ。)

3 (現行に同じ。)

4 (現行に同じ。)

別表第4 (第7条関係)

1 区立保育所延長保育料 (月単位)

--	--	--	--

注1 (省略)

2 この表において「所得割課税額」とは、地方税法第292条第1項第2号に規定する所得割の額(別に定める法令の規定を適用しないで計算した額とする。)をいう。

3 (省略)

4 (省略)

5 (省略)

別表第4 (第7条関係)

1 区立保育所延長保育料 (月単位)

各月初日の支給認定子どもの属する世帯の階層区分		区立保育所延長保育料（月額）		
階層区分	定義	3歳未満児	3歳児	4歳以上児
A	被保護世帯等及び支給認定保護者が里親である世帯	(現行に同じ。)		
(現行に同じ。)				

注1・2 (現行に同じ。)

3 (現行に同じ。)

4 (現行に同じ。)

5 (現行に同じ。)

2・3 (現行に同じ。)

各月初日の支給認定子どもの属する世帯の階層区分		区立保育所延長保育料（月額）		
階層区分	定義	3歳未満児	3歳児	4歳以上児
A	被保護世帯等	(省略)		
(省略)				

注1・2 (省略)

3 この表において「所得割課税額」とは、地方税法第292条第1項第2号に規定する所得割の額（別に定める法令の規定を適用しないで計算した額とする。）をいう。

4 (省略)

5 (省略)

6 (省略)

2・3 (省略)